

原子力事業者防災業務計画修正(案)について

1. 目的

原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、原子燃料工業(株)熊取事業所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

なお、大阪府地域防災計画及び熊取町地域防災計画に抵触する修正はありません。

2. 主な修正内容

(1)第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

3. 情報の収集と提供

P21

【修正前】

(2)緊急対策本部情報1係長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第10(事業所外運搬にあつては、様式第11)に記入し、別図第4に定める連絡箇所にファクシミリにより送信する。さらにその着信を電話により確認する。また、ファクシミリにより送信した書面を記録として時系列で保存する。

【修正案】

(2)原子力防災管理者は、上記の情報を定期的に集約し、様式第10(事業所外運搬にあつては、様式第11)にその内容を記入し、別図第4に定める連絡箇所にファクシミリにより送信する。さらにその着信を電話により確認する。また、ファクシミリにより送信した書面を記録として時系列で保存する。

【理由】

- ・ 原災法第25条報告に関する記載の為、主語を原子力防災管理者に変更し、適正化を図る。

(2)第3章 緊急事態応急対策等の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急事態の発令

P27

【修正前】

(1)原子力防災管理者は、別表第3に定められた状態に至った場合、緊急対策本部情報1係長を経由して、様式第8(事業所外運搬にあつては、様式第9)に所定の事項を記入して、直ちに別図第4に定められた箇所にファクシミリを送信し、その着信を電話により確認する。

【修正案】

(1)原子力防災管理者は、別表第3に定められた状態に至った場合、様式第8(事業所外運搬にあつては、様式第9)に所定の事項を記入して、直ちに別図第4に定められた箇所にファクシミリを送信し、その着信を電話により確認する。

【理由】

- ・ 文中から「緊急対策本部情報 1 係長を経由して、」を削除。原災法第 15 条通報に関する記載の適正化。

(3)別表第1 原子力災害対策指針に基づく警戒態勢(AL)該当事象発生時の連絡基準(1/2)

1 P

原子力災害対策指針

第2 原子力災害事前対策

(2)緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

【修正前】

警戒事態：

施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)

【修正後】

警戒事態：

施設敷地緊急事態要避難者(注)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とはPAZ内の住民であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。以下同じ。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難実施に通常以上の時間のかかる者
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

【理由】

- ・ 原子力災害対策指針の表記に合わせ修正。

(4)別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2)

49P

(2)事業所外運搬での事象発生時の通報経路

【修正前】

通報先 「国土交通省自動車局安全・環境基準課」

【修正後】

通報先 「国土交通省自動車局車両基準・国際課」

【理由】

- ・ 国土交通省自動車局の組織再編に伴う修正。

(5)別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(2/2)

51P

(2)事業所外運搬での事象発生時の報告(連絡)経路

【修正前】

通報先「国土交通省自動車局安全・環境基準課」

【修正後】

通報先「国土交通省自動車局車両基準・国際課」

【理由】

- ・ 国土交通省自動車局の組織再編に伴う修正。

以上